



# 新とちぎ観光立県戦略の推進に向けて

## 1 推進にあたっての各主体の役割・責務

観光立県とちぎの実現には、県、市町、観光関連団体、観光事業者や交通事業者、県民等が本県観光の目指すべき将来像について理解を深め、「新しい生活様式」へ対応しながら、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して各種施策に取り組んでいくことが必要です。

県としては、今後の観光振興の施策展開の指針として示す本戦略の趣旨や内容の周知を行いながら、オールとちぎによる「観光立県とちぎ」づくりを引き続き展開します。

### (1) 県の役割

- ① 本県の観光行政の総合的な推進の観点から、本戦略に盛り込まれた施策が着実に実施されるよう努めます。
- ② 様々な主体と連携しながら、デジタルツール等を活用した県全体の効果的な観光PRやおもてなし向上など、県全体で取り組むべき施策を実施していきます。
- ③ 県内の各地域において、様々な主体が相互に連携して観光振興に関する取組を進められるよう、調整や支援をしていきます。
- ④ 国内遠隔地からの誘客や外国人観光客の誘致など、趣旨・目的に合わせて県境を越えた広域連携による観光振興を図ります。

### (2) 市町に期待される役割

- ① 地域の観光資源の掘り起こし・磨き上げなど、更なる地域の魅力向上を図るとともに、それらを活用した地域ならではの誘客に努めます。
- ② おもてなしの向上に取り組むとともに、外国人観光客の受入環境整備など、地域に密着した観光客の受入態勢の整備に努めます。
- ③ 地域内における様々な主体と連携するとともに、他の自治体や地域外との連携を図りながら観光振興に努めます。

### (3) 観光関連団体に期待される役割

- ① 業界や業種の垣根を越えた連携を図りながら、事業活動の展開に努めます。
- ② 行政や観光事業者等と連携しながら、誘客や受入態勢の整備に努めます。
- ③ マーケティング等を実施し、観光事業者等が必要とする情報の提供に努めます。

### (4) 観光事業者や交通事業者に期待される役割

- ① 宿泊施設、レジャー施設、飲食店、土産物店等の観光事業者や交通事業者においては、本県を訪れる観光客に、“おもてなし”の心で「新しい生活様式」に対応した安全・安心・快適なサービスを提供するほか、自らの企画力と経営力を高め、観光客のニーズに応えた運営・商品開発に努めます。
- ② 業界や業種の垣根を越えた連携を図りながら、事業活動の展開に努めます。
- ③ 行政や観光関連団体と連携しながら、誘客や受入態勢の整備に努めます。



### (5) 様々な関連事業者に期待される役割

- ① 観光産業が地域の経済発展を支える重要な産業であるとの認識に立ち、観光振興に向けて業界や業種を超えた事業活動への参画に努めます。
- ② 観光客への“おもてなし”の心による対応、「新しい生活様式」を踏まえた接客、消費者ニーズに合致した商品開発等に努めます。

### (6) 教育・訓練機関に期待される役割

- ① 郷土を愛し、お客様を温かく迎え入れる“おもてなし”の心の醸成に努めます。
- ② 観光事業者等の知識や能力の向上に積極的に貢献し、観光を担う人材の育成に努めます。

### (7) 県民に期待される役割

- ① 観光産業が地域の経済発展を支える重要な産業であるとの認識に立ち、県、市町、観光関連団体や地域で活動する団体が実施する観光振興に関する取組に積極的に参加するよう努めます。
- ② 自分が暮らす地域の自然や歴史、文化等への理解を深め、その魅力を積極的に発信するとともに、県内を訪れる観光客を温かい心でおもてなしするよう努めます。

## 2 庁内の推進体制、進行管理

- (1) 知事を本部長として全庁的に組織する「観光立県とちぎ推進本部」において、本戦略の施策を総合的に推進します。
- (2) 本戦略に掲げた施策の進捗状況を毎年点検し、「観光立県とちぎ推進本部」においてフォローアップしていきます。
- (3) 数値目標に掲げた「観光客入込数」「観光客宿泊数」「外国人宿泊数」「観光消費額」については、毎年、公表していきます。



## [附属資料]

### 1 策定経過

実施年月日	項目	議事等
令和2(2020)年 9月 4日	栃木県観光振興計画策定懇談会(第1回)	次期観光振興計画の策定について
令和2(2020)年 11月 24日	栃木県観光振興計画策定懇談会(第2回)	次期観光振興計画(「新とちぎ観光立県戦略」(仮称)素案)について
令和2(2020)年 12月 22日 ～令和3(2021)年 1月 21日	パブリック・コメント	
令和3(2021)年 2月 15日	栃木県観光振興計画策定懇談会(第3回)	次期観光振興計画(「新とちぎ観光立県戦略」(仮称)案)について

## 2 栃木県観光振興計画策定懇談会委員名簿

氏名	職業・役職等
青崎 智行	白鷗大学経営学部 教授
新井 俊一 【会長】	公益社団法人栃木県観光物産協会 会長 小槌の宿 鶴亀大吉 代表取締役
糸井 孝王	栃木市産業振興部 観光振興課長
大高 貴子	那須温泉女将の会 会長 旅館ニューおおたか 女将
小野 真	とちぎDMO「とちぎ観光地づくり委員会」 委員長 鬼怒川パークホテルズ 代表取締役
門田見 岳史	一般社団法人日本旅行業協会 関東支部 事務局長
木下 敏成	東武鉄道株式会社 経営企画本部 課長
琴 寄 昌 男	栃木県議会議員
小矢島 応行	一般社団法人栃木県バス協会 専務理事
齋藤 綾子	栃木県酒造組合 事務局長
佐藤 美帆	東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社 営業部販売課 副課長
菅 沼 采 樺	大学生（一般公募）
鈴木 和也	那須どうぶつ王国 取締役総支配人
田 中 志	塩原温泉旅館協同組合女将の会 会長 湯守田中屋 女将
根本 方子	日光市女将の会 会長 日光千姫物語 総括取締役 女将
鉢村 敏雄	一般社団法人栃木県タクシー協会 専務理事
福田 浩一	益子町産業建設部 観光商工課長
福田 泰子	宇都宮ホテル丸治 常務取締役 女将
福山 佳与子	株式会社リクルートライフスタイル じゃらんリサーチセンター エリアプロデューサー
宮地 アンガス (宮地 直治)	クールジャパン・地域プロデューサー ジャパン・ワールド・リンク株式会社 代表取締役

(敬称略、五十音順)



### 3 栃木県観光振興計画策定懇談会設置要綱

#### (設置)

第1条 栃木県次期プランに併せて策定する本県の観光振興を図る「栃木県観光振興計画」の策定に当たり、広く意見を求めるため、栃木県観光振興計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 懇談会は、次の事項を所掌する。

- (1) 栃木県観光振興計画の検討に関すること。
- (2) その他本県の観光振興に関すること。

#### (組織)

第3条 懇談会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者、関係団体に属する者等のうちから知事が委嘱する。

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和3(2021)年3月31日までとする。

#### (会長)

第5条 懇談会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

#### (運営)

第6条 懇談会は、会長が招集し、会長が座長となる。

- 2 懇談会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めて、会議等において意見を聞くことができる。

#### (庶務)

第7条 懇談会の庶務は、産業労働観光部観光交流課において処理する。

#### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附則

- 1 この要綱は、令和2(2020)年3月10日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱施行後の最初の懇談会は知事が招集する。



## 新とちぎ観光立県戦略

---

令和3年3月 発行

編集発行 栃木県

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20  
産業労働観光部観光交流課  
TEL028-623-3210 FAX028-623-3306